

子どもの発達を支援する福祉サービスの利用に必要な手続きと相談先



障害児通所支援



相談・申請する
(福祉課または相談支援事業所へ)



サービスを利用するための計画の作成を依頼する
(相談支援事業所へ)



児童の心身の状況、生活状況等の聞き取りを受ける
(福祉課および相談支援事業所)



会議の開催・計画の作成
(計画相談員等がしてくれます)



支給の決定・受給者証の交付を受ける



サービス事業所と契約する



会議の開催・計画の提出
(計画相談員等がしてくれます)



サービスの利用を開始する



【相談先】

(1)大台町福祉課 0598-82-3783

(2)大台相談支援センター

(身体・知的・児童) 0598-77-4477

(3)三重県自閉症・発達障害支援センターれんげ
センター城山 059-238-0002

(4)多気郡地域児童発達支援センター

0596-34-7381

(5)手をつなぐ親の会：障害児等の保護者の
交流団体